小型船舶操縦免許　更新・失効講習日程表

（平成２９年１０月～１２月分）

香　　川　　県

開催月	開催地	日　程		時間	会　　場	講習機関（連絡先は裏面）
10月	高松市	10月2日	月	13:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	10月4日	水	13:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	10月8日	日	13:30	香川県青年センター	金岡海事
	高松市	10月8日	日	9:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	10月12日	木	13:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	10月16日	月	13:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	10月20日	金	13:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	10月23日	月	13:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	10月25日	水	13:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	10月26日	木	13:30	香川県青年センター	金岡海事
	高松市	10月29日	日	9:00	高松テルサ	養成協会
	丸亀市	10月15日	日	13:30	丸亀市生涯学習センター	金岡海事
	宇多津町	10月1日	日	13:30	ユープラザ宇多津	せとうち海事
	さぬき市	10月8日	日	9:00	志度マリーナ	金岡海事
11月	高松市	11月1日	水	13:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	11月5日	日	13:30	香川県青年センター	金岡海事
	高松市	11月5日	日	9:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	11月8日	水	13:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	11月10日	金	13:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	11月15日	水	13:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	11月18日	土	9:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	11月23日	木	13:30	香川県青年センター	金岡海事
	高松市	11月27日	月	13:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	11月30日	木	13:00	高松テルサ	養成協会
	丸亀市	11月12日	日	13:30	丸亀市生涯学習センター	金岡海事
	宇多津町	11月18日	土	18:30	ユープラザ宇多津	せとうち海事
	東かがわ市	11月5日	日	9:00	東かがわ市商工会	金岡海事
12月	高松市	12月3日	日	13:30	香川県青年センター	金岡海事
	高松市	12月4日	月	13:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	12月6日	水	13:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	12月10日	日	9:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	12月12日	火	13:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	12月20日	水	13:00	高松テルサ	養成協会
	高松市	12月21日	木	13:30	香川県青年センター	金岡海事
	高松市	12月23日	土	9:30	高松テルサ	海洋レジャー
	高松市	12月25日	月	13:00	高松テルサ	養成協会
	丸亀市	12月10日	日	13:30	丸亀市生涯学習センター	金岡海事
	丸亀市	12月17日	日	13:30	丸亀市生涯学習センター	村上海事
	宇多津町	12月10日	日	13:30	ユープラザ宇多津	せとうち海事
	土庄町	12月3日	日	13:00	土庄町総合会館	村上海事

海技士（大型） 更新・失効講習日程表

（ 平 成 ２ ９ 年 １ ０ 月 ～ １ ２ 月 分 ）

開 催 地 ： 高 松

日 程		時間	講 習 科 目	会 場
10月4日	水	9:00	更新（注1）	高松テルサ
10月5日	木	9:00	失効機関AB・長失機関AB	〃
10月6日	金	9:00	長失機関A	〃
11月8日	水	9:00	更新（注1）	高松テルサ
11月9日	木	9:00	失効航海AB・長失航海AB	〃
11月10日	金	9:00	長失航海A	〃
12月6日	水	9:00	更新（注1）	高松テルサ
12月7日	木	9:00	失効機関AB・長失機関AB	〃
12月8日	金	9:00	長失機関A	〃

（注）１．更新講習は機関のみ開始時間が10時30分になります。
２．A… １～３級（航海）（機関）
３．B… ４～６級（航海）（機関）
４．（通信）（電子通信）の失効及び長期失効は、失効航海Bに併せて実施します。
５．長期失効Aの講習期間は2日間になります。

大型講習申込先

一般(財)四国船舶職員養成協会　　電話（087）841－1721

（注）海技免状（大型）、小型船舶操縦免許証を同時に更新する場合の身体検査は、海技士身体検査証明書で受ける必要がありますので注意して下さい。

受講申し込みについて

●日程は変更する場合もありますので、受講する場合は、必ず事前に電話等で各講習機関にお問い合わせ下さい。

●受講には、申込書、受講料、写真、海技免状のコピー等が必要になります。

●海技免状等を紛失している場合は、本人確認書類が必要です。

受講後の申請について

●受講後、本人又は海事代理士が運輸局・運輸支局等窓口へ申請する必要があります。

●小型の手続きには、本籍記載の住民票（平成15年6月1日以降初めて手続きをする場合）、写真（縦：45mm×横35mm：申請日前6ヶ月以内に撮影した顔正面、無背景、帽子など顔がかくれるものを外した鮮明なもの）、収入印紙、海技免状等が必要です。住所が記載された小型船舶操縦免許証をお持ちの方で、記載事項に変更がある方は、住民票・戸籍抄本・住居表示証明書等、証明するものが必要です。

●大型の手続きには、写真（3cm×3cm）、収入印紙、海技免状等が必要です。

※　更新申請は、海技免状・操縦免許証の有効期限内に行ってください　※

小 型 講 習 申 込 先

・養成協会　・・・　一般(財)四国船舶職員養成協会　電話（087）841－1721
・海洋レジャー　・・・　一般（財）日本海洋レジャー安全・振興協会四国事務所　電話（087）837－6399
・村上海事　・・・　（有）村上猛海事事務所　電話（0898）32－2030
・金岡海事　・・・　金岡海事事務所　電話（0877）48－0748
・せとうち海事　・・・　（合）せとうち海事　電話 090－6412－8963